

一般社団法人日本歌手協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本歌手協会（Japanese Singers Association）という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、歌手の歌唱技術の向上及び歌手の活動環境の整備を図るとともに歌唱活動を通じて健全な大衆歌謡の普及につとめ、もってわが国の音楽文化の発展に寄与するとともに、国民の心豊かな生活を扶助することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. コンサート、歌謡祭等の開催・運営による大衆歌謡文化の普及
2. 音楽に関する調査及び資料の収集による音楽文化の保全・研究
3. 機関紙及び音楽関係出版物の発行による音楽文化の広報活動
4. 新人を含めた歌手への研修会の開催による音楽文化の教育活動
5. 音楽文化を通じた国際交流会の企画・運営
6. 委託による、大衆歌謡に関する著作権隣接権及び、商業用レコードの二次使用料とその貸与、並びに私的録音録画の補償金等の管理
7. 関係団体との連絡提携業務
8. CD、ゲームソフトその他音楽に関連した物品の企画・作成・管理・販売

9. 歌唱力等の音楽に関連した検定の企画・実施・管理
 10. 歌手のプロモート事業の企画・運営
 11. 大衆歌謡・音楽文化に関する展示会の開催・運営
 12. 大衆歌謡・音楽文化に関する資料館、記念館の設立・運営
 13. その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

- 第 6 条 この法人は、この法人の事業に賛同する職業的歌手であつて、次条の規程によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。
- 2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
 - 3 第 1 項の「職業的歌手」の定義については、別途規則をもつて定める。

(入 会)

- 第 7 条 会員になろうとする者は別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 会員は総会で別に定める入会金及び会費を納めなければならない。
- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。

(退 会)

- 第 9 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

- 第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。
1. この定款その他規則、及び法令に違反したとき。
 2. この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があつたとき。
 3. 会費を 1 年以上滞納したとき。

(資格の喪失)

- 第 11 条 会員は、次の事由によつてその資格を喪失する。

1. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
2. 郵便その他の通常の方法により当該会員と3年以上連絡が取れなくなったとき。

第 4 章 総 会

(構成)

- 第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第 13 条 総会は、次の各号の事項について決議する。
1. 会員の除名
 2. 理事及び監事の選任又は解任
 3. 理事及び監事の報酬等の額
 4. 計算書類等の承認
 5. 定款の変更
 6. 解散及び残余財産の処分
 7. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 14 条 総会は、定時総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 前項のほか、総会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、代表理事は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会の招集は、少なくとも開催予定日の14日以前に、その会議に付議すべき事項日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

- 第 16 条 総会の議長は代表理事とする。但し、代表理事が傷病等やむを得ない事由により議長を務めることができないときは、会議毎に出席した会員の互選で定める。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、全会員の半数以上であって、全会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員及び職員

(役員)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

1. 理事 3 名以上 5 名以内
 2. 監事 2 名又は 3 名
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務）

第 22 条 代表理事は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、その職務を執行する。

（監事の職務）

第 23 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、財産の状況又は事業の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告しなくてはならない。

（役員任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了後、又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員解任）

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議（監事は特別決議による）により、いつでも解任することができる。但し、総会で議決する前に対象者となる役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員報酬）

第 26 条 役員に対しては、その職務執行の対価として、総会において別に定める総額の範囲内

で、総会において別に定める報酬等の支給基準にしたがって算定した額を、報酬等として支給することができる。

(事務局及び職員)

- 第 27 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は理事会決議により任免する。
 - 3 事務局長以外の職員は、代表理事が任免する。
 - 4 事務局長及び職員は、有給とし、総会において別に定める報酬等の支給基準に従い賃金を支給する。

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 28 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
1. この法人の業務執行の決定
 2. 理事の職務の執行の監督
 3. 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、代表理事は、その請求があった日から 10 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第 31 条 理事会の議長は代表理事とする。但し、代表理事が病気等やむを得ない事由により議長を務めることができないときは、会議毎に出席した理事の互選で定める。

(決議)

- 第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、相談役

(顧問・相談役)

- 第34条 この法人に顧問・相談役を、各1名から3名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
 - 3 顧問は代表理事又は理事会の諮問に応じ、要請ある時は総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 4 相談役は、代表理事の相談に応ずる。
 - 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第8章 資産及び会計

(株式等の権利行使)

- 第35条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2の承認を要する。
1. 配当の受領
 2. 無償新株式
 3. 株主配当増資への応募
 4. 株主宛配布書類の受領

(利益供与の制限)

- 第36条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役

員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(余剰金分配の禁止)

第 37 条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、事業開始前までに代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 6. 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を毎定時社員総会の 2 週間前より主たる事務所に 5 年間備え置く。
 1. 監査報告
 2. 理事及び監事の名簿
 3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 42 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なくてはならない。

(新たな義務の負担等)

第 43 条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議（特別決議）により変更することができる。

2 前項は第 4 条及び第 5 条についても適用する。

(解 散)

第 45 条 この法人の解散は、総会の決議（特別決議）その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、

官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(規則及び細則)

第 48 条 この定款施行についての規則及び細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事は下記の5名とする。
森シゲ子、原田直之、田邊靖雄、合田道人、阿部静江
この法人の最初の監事は下記の2名とする。
西脇久夫、宮武一孝
この法人の最初の代表理事は田邊靖雄とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。